

令和8年6月県議会定例会提出予定条例案の概要

新設条例案 2 件、一部改正条例案 5 件を提出予定です。

新設条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	長野県人権尊重の社会づくり条例案（詳細は、4 ページのとおり） 全ての人が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた施策の基本となる事項を定めることにより、人権が尊重される社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり定めます。 (1) 県、県民及び事業者の責務並びに市町村との連携等について定めます。 (2) 以下の人権侵害行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）の禁止について定めます。 ア 差別的取扱い又は差別的言動 イ 他人の権利利益を侵害する行為 (3) 以下の人権侵害行為からの救済体制等について定めます。 ア 人権に関する各般の問題に対する相談体制 イ 長野県人権オンブズパーソンを核とした救済体制 ウ インターネット上の誹謗中傷等への対応 (4) 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策について定めます。 （公布の日（(3)のイ、ウは令和9年4月1日）から施行） 人権・男女共同参画課 026-235-7106（TEL） E-mail: jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp
2	一時保護委託者の登録等の基準に関する条例案（詳細は、5 ページのとおり） 児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めます。 （令和8年10月1日から施行） 児童相談・養育支援室 026-235-7099（TEL） E-mail: jido-shien@pref.nagano.lg.jp

一部改正条例案

番号	条 例 案 の 概 要
3	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 外国勤務職員の手当について、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に準じた支給とするため、所要の改正を行います。 （令和8年8月1日から施行） 人事課 026-235-7137（TEL） E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp
4	長野県県税条例の一部を改正する条例案 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。 (1) 個人県民税のふるさと納税に係る特例控除額について、定額上限を新たに設定します。 (2) 住宅ローン控除に関する個人県民税の特例措置を5年間延長します。 (3) 県が作成する地域再生計画に基づいて本社機能の移転や拡充を行った事業者に対する事業税、不動産取得税、固定資産税の課税の特例措置を2年間延長します。 （(1)、(2)は令和9年1月1日、(3)は公布の日から施行） 税務課 026-235-7046（TEL） E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp

5	長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案 地方自治法等の一部改正に伴い、同法等を引用している次の条例について所要の改正を行います。 (1) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例 (2) 長野県流域下水道条例 (3) 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例 (4) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例 (5) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (令和8年9月24日から施行)
	コンプライアンス・行政経営課 026-235-7029 (TEL) E-mail: comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp 障がい者支援課 026-235-7103 (TEL) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp 水道・生活排水課 026-235-7321 (TEL) E-mail: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp 経営推進課 026-235-7371 (TEL) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp
6	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 諏訪市が建築主事を置かなくなることに伴い、条例に基づく事務移譲の対象から諏訪市を除くこととします。 (令和8年10月1日から施行)
	建築住宅課 026-235-7319 (TEL) E-mail: kenchiku@pref.nagano.lg.jp
7	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案 湯の瀬いとおしき発電所の新設に伴い、所要の改正を行います。 (公布の日から施行)
	経営推進課 026-235-7371 (TEL) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp



わたしの、私たちの長野県。

150th Anniversary 1876-2026

(問合せ先)

担 当 総務部情報公開・法務課法務係
平澤、黒岩

電 話 026-235-7059 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2287

F A X 026-235-7370

電子メール kokai@pref.nagano.lg.jp

長野県人権尊重の社会づくり条例案について

趣旨

背景

主な内容

全ての人が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた施策の基本となる事項を定めることにより、人権が尊重される社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため

■

県は、これまで、「長野県人権政策推進基本方針」（H22 策定）に基づき、人権教育及び人権啓発を柱とした人権政策を推進。

■

一方、基本方針の策定から16年が経過し、情報化及び国際化の進展等に伴うインターネット上の誹謗中傷、ヘイトスピーチや、災害の発生、感染症のまん延などの緊急時における人権課題の顕在化など、近年、人権課題を取り巻く状況は多様化・複雑化しており、これらの新たな人権課題に対応する必要がある。

項目	内容		
1 人権侵害行為の禁止 (インターネットを通じて行われるものを含む。)	(1)	【差別的取扱い又は差別的言動の禁止】 ➢ 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の疾病、職業その他の事由を理由とする差別的取扱い又は差別的言動を禁止	
	(2)	【他人の権利利益を侵害する行為の禁止】 ➢ 誹謗中傷、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、プライバシーの侵害、アウティングその他の他人の権利利益を侵害する行為を禁止	
2 人権侵害行為からの救済体制等	(1)	【相談体制】 ➢ 人権に関する各般の問題に対する相談体制を整備	
	(2)	【長野県人権オンブズパーソンを核とした救済体制の構築】 ➢ 人権侵害行為に対し、専門家等で構成する「長野県人権オンブズパーソン」による救済体制を構築 ※相談を直接受理し、単独かつ職権で調査可能といった特性を持つ「オンブズマン」制度を参考に設置 ➢ 長野県人権オンブズパーソンが、人権侵害行為を受けた者からの救済申立てを受け、調査の上、知事に対し加害者へ必要な措置の是正要請を行うよう勧告。知事は加害者への是正要請を行う。	
	(3)	【インターネット上の誹謗中傷等への対応】 ➢ インターネット上の誹謗中傷等について、同和地区に関する識別情報に加え、その他の誹謗中傷等に対しても、長野県人権オンブズパーソンからの勧告を受け、知事から事業者への削除要請を行う。	

「一時保護委託者の登録等の基準に関する条例」の制定について

背景	■ 一時保護委託の質を担保するため、児童福祉法の改正により、新たに一時保護委託者の登録制度が創設され、一時保護委託については、下記の者に対してのみ行うことができるとされた。 ①一時保護を適正に行うことができる者として都道府県知事の登録を受けた者 ②法律の規定に基づき、児童の福祉に関する業務や事業を行い、若しくは施設を設置する者で一時保護を適正に行うことができる者 ■ ①についての基準が定められた内閣府令に従い、又は参酌し、一時保護委託者の登録等の基準に関する条例を制定する。	
主な内容	児童の権利の制限	■ 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない
	虐待等の禁止	■ 登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない
	設備の基準	■ 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること 等
	通学等の支援	■ 登録一時保護委託者は、児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関し、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない
施行期日	令和8年10月1日	